≪申請にあたっての注意事項≫

小規模事業者経営改善資金について、国の特別利子補給制度の対象となる場合は、成田市の利子補給金の対象外となります。同一の融資に対して、国と成田市の両方から利子補給金を受給した場合、成田市の利子補給金については、交付決定を取り消し、補給金を返還していただきます。

誓約書

（下記の内容を確認の上、□にチェックしてください。）

私は、小規模事業者経営改善資金等利子補給金交付申請にあたり、上記の内容を十分に理解し、下記の内容を誓約します。

記

□国の特別利子補給制度の対象要件を満たさないため、国（中小企業基盤整備機構）に利子補給金の申請はしておりません。

□小規模事業者経営改善資金について、国と成田市の両方から利子補給金を受給したときは、成田市の利子補給金を返還いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

法人にあっては、主たる事業所の所在地，名称及び代表者の氏名